

## 小金井市いじめ問題対策連絡協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）第11条第3項の規定に基づき、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 協議会は、次に掲げる機関等に所属する者その他小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める者により構成される委員20人以内をもって組織する。

- (1) 小金井市立学校
- (2) 委員会及び小金井市
- (3) 東京都小平児童相談所
- (4) 小金井警察署
- (5) 小金井市民生委員児童委員協議会
- (6) 小金井市青少年健全育成地区委員会
- (7) 小金井市立小中学校PTA連合会

2 協議会の委員は、委員会が任命し、又は委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議及び議事)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 協議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議

会に諮って、非公開の決定をすることができる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、学校教育部指導室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。